

○神戸女学院大学学位規程

1965年4月1日

理事会制定

第1条 学校教育法第68条の2及び学位規則（昭和28年文部省令第9号）の規定に基づき本大学が授与する学位については、神戸女学院大学学則及び神戸女学院大学大学院学則に定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

第2条 本大学が授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

第3条 学士の学位は、本大学を卒業した者に授与する。

第4条 修士の学位は、大学院の修士課程又は博士前期課程を修了した者に授与する。

第5条 博士の学位は、大学院の博士後期課程を修了した者に授与する。ただし、博士論文を提出できる期間は博士後期課程進学後在籍6年以内とする。〔以下甲（課程博士）とする。〕

2 博士の学位は、本大学大学院に博士論文を提出して、所定の審査に合格し、かつ、前項に該当する者と同等以上の学力を有すると認められたものに授与する。〔以下乙（論文博士）とする。〕

第6条 文学研究科において、第4条に関する修士論文又は修士課題研究の審査及び最終試験は、次の手続きによって行う。

(1) 修士論文又は修士課題研究は、本大学院に原則として1年以上在学し、所定の科目について16単位以上を修得した後、論文又は課題研究の主題とその研究計画書について、研究科委員会の審査を経、必要な研究指導を受けた上でこれを提出する。

(2) 修士論文又は修士課題研究の提出時期は、1月15日とする。ただし、研究科委員会の審議を経て6月20日に提出することもできる。

(3) 修士論文又は修士課題研究の審査は大学院任用教員を主査とし、1名以上の副査をもって行う。

(4) 最終試験は、学位論文又は課題研究を中心とし、これに関連ある科目について行う。

(5) 論文又は課題研究及び最終試験の成績は、合格又は不合格の評語をもって表す。

2 人間科学研究科において、第4条に関する修士論文の審査及び最終試験は、次の手続きによって行う。

(1) 修士論文は、本大学院に原則として1年以上在学し、所定の科目について12単位以上を修得した後、論文の主題とその研究計画書について、研究科委員会の審査を経、必要な研究指導を受けた上でこれを提出する。

- (2) 修士論文の提出時期は、1月31日とする。ただし、研究科委員会の審議を経て6月20日に提出することもできる。
  - (3) 修士論文の審査は大学院任用教員を主査とし、1名以上の副査をもって行う。
  - (4) 最終試験は、学位論文を中心とし、これに関連ある科目について行う。
  - (5) 論文及び最終試験の成績は、合格又は不合格の評語をもって表す。
- 3 音楽研究科において、第4条に関する①修士作品及び最終試験、又は修士演奏及び最終試験或いは、②修士作品及び修士副論文、又は修士演奏及び修士副論文の審査は、次の手続きによって行う。
- (1) ①修士作品及び最終試験、又は修士演奏及び最終試験或いは、②修士作品及び修士副論文、又は修士演奏及び修士副論文の審査を受けようとする者は、本大学院に1年以上在学し、所定の科目について12単位以上を修得した後、修士作品の題目又は修士演奏の曲目及び修士副論文の題目とその研究計画書について、研究科委員会の審査を経なければならない。
  - (2) 修士副論文の提出時期は1月31日とする。尚、修士作品又は修士演奏の審査日程については、研究科委員会により決定する。
  - (3) ①修士作品及び最終試験、又は修士演奏及び最終試験或いは、②修士作品及び修士副論文、又は修士演奏及び修士副論文の審査は、大学院任用教員を主査とし、1名以上の副査をもって行う。
  - (4) ①修士作品及び最終試験、又は修士演奏及び最終試験或いは、②修士作品及び修士副論文、又は修士演奏及び修士副論文の成績は、合格又は不合格の評語をもって表す。
- 第7条 第5条第1項及び第2項に関する博士論文の審査並びに最終試験は次の手続きによって行う。
- (1) 博士論文の審査を請求する者は、所定の学位論文審査願書に自著の論文3通、論文要旨、研究業績一覧表、履歴書及び審査手数料を添えて、審査にあたる研究科委員会を通じて学長に提出する。この場合において参考のために他の論文を添えることができる。
  - (2) 学長はこれを受理するとともに、研究科委員会に審査及び最終試験を委嘱する。
  - (3) 研究科委員会は、審査委員3名を選定し、審査委員は互選によって主査委員を定める。ただし主査委員は大学院任用教授より選任する。
  - (4) 審査委員会は、できるだけ速やかに論文の審査をし、最終試験を行わねばならない。
  - (5) 最終試験は、提出論文を中心に広くこれに関連する研究領域についての口頭試問によって行うものとする。

- (6) 主査委員は、論文の審査及び最終試験の結果を研究科委員会に提出する。
- (7) 研究科委員会は、委員の3分の2以上の出席を必要とし、学位論文の審査、最終試験の成績の報告に基づき、票決により合格を決定する。この場合、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。
- (8) 研究科委員会において合否が判定されたときは、大学院委員会の議に付す。大学院委員会は委員の2分の1以上の出席を必要とし、票決によって学位授与を決定する。この場合、出席者の2分の1以上の賛成を必要とする。
- (9) 学位論文の審査にあたっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

第7条の2 博士の学位審査を申請する者は、次の各号に定める審査手数料を納付するものとする。また、納付された審査手数料は、博士論文が受理されない場合のほかは返還しない。

- (1) 本大学院博士後期課程在学者、および在学中に学位論文を提出し退学した者は免除する。
- (2) 学位規程第5条第2項（論文博士）により学位論文を提出する場合は、100,000円とする。
- (3) 本学専任教職員は該当する金額の半額とする。

第8条 博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3ヶ月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を、インターネットの利用により公表するものとする。

第9条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内にその論文を、「神戸女学院大学審査、学位論文（博士）」と明記して公表するものとする。ただし、当該学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本大学の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。その場合、求めに応じて当該論文の全文を閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、インターネットの利用によるものとし、本大学においては、「神戸女学院大学機関リポジトリ管理運用規程」に定めるリポジトリの利用による公表とする。

第10条 削除

第11条 博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3ヶ月以内に、所定の

様式による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

- 2 文部科学大臣への報告番号は、第5条第1項の規定による場合には甲、第5条第2項の規定による場合には乙を付し、それぞれの類別内で番号をつける。

第12条 文学研究科において、修士の学位論文又は修士課題研究は、在学期間中に提出し、審査及び最終試験を終了するものとする。

- 2 人間科学研究科において、修士の学位論文は、在学期間中に提出し、審査及び最終試験を終了するものとする。

- 3 音楽研究科において、在学期間中に、①修士作品及び最終試験、又は修士演奏及び最終試験或いは、②修士作品及び修士副論文、又は修士演奏及び修士副論文の審査を終了するものとする。

- 4 博士の学位論文は、在学期間中に提出し、審査及び最終試験を終了するものとする。

第13条 学士の学位記は、教授会の議を経て学長が授与する。

- 2 修士学位記は、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て学長が授与する。

- 3 博士学位記は、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て学長が授与する。

第13条の2 博士の学位記の授与日付は、博士学位記授与式開催日とする。

第14条 本大学において授与する学位には、専攻分野の名称を付記する。

- 2 学位に付記する専攻分野の名称は、学士の学位については文学、音楽又は人間科学、修士学位については英文学、比較文化学、人間科学又は音楽、博士学位については文学又は人間科学とする。

第15条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは「神戸女学院大学」と付記するものとする。

第16条 不正の方法により学位の授与を受けたことが判明したときは、既に授与した学位を取り消すものとする。

- 2 学位の授与を受けた者が、その名誉を汚辱する行為があったときは、その学位を取り消すことができる。

附 則

この規程は、1965年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1980年4月1日から施行する。（1980年4月1日改正）

附 則

この規程は、1989年4月1日から施行する。（1989年4月1日改正）

附 則

この規程は、1991年7月1日から施行する。（1991年7月1日改正）

附 則

この規程は、1993年4月1日から施行する。ただし、1992年度以前の入学者については、旧規程を適用する。（1993年4月1日改正）

附 則

この規程は、1997年4月1日から施行する。（1996年5月29日改正）

附 則

この規程は、1997年4月1日から施行する。（1997年3月26日改正）

附 則

この規程は、1999年4月1日から施行する。（1999年3月24日改正）

附 則

この規程は、2000年4月1日から施行する。（1999年5月26日改正）

附 則

この規程は、2001年4月1日から施行する。（2001年2月28日改正）

附 則

この規程は、2001年5月23日から施行し、2001年4月1日から適用する。（2001年5月23日改正）

附 則

この規程は、2002年2月1日から施行する。（2002年1月23日改正）

附 則

この規程は、2004年4月1日から施行する。（2003年6月25日改正）

附 則

この規程は、2004年4月1日から施行する。（2003年11月26日改正）

附 則

この規程は、2008年4月1日から施行する。ただし、第6条第3項、第12条第3項については2008年度の入学者から適用する。（2007年6月27日改正）

附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。（2012年3月28日改正）

附 則

この規程は、2013年5月29日から施行し、2013年4月1日から適用する。（2013年5月

29日改正)

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。(2015年2月25日改正)

附 則

- 1 この規程は、2019年4月1日から施行する。(2018年11月28日改正)
- 2 ただし、2018年度以前の博士後期課程入学者については、次の旧規程の定めを適用する。
  - (1) 第5条但書を「博士論文を提出できる期間は、博士後期課程進学後10年以内とする。  
〔以下甲（課程博士）とする。〕」に読み替える。
  - (2) 第7条の2第1号から第3号のほか「本大学院博士後期課程において3年以上在学し、所定の単位を修得し退学した者のうち、当該課程進学時から10年以内の期間内に学位論文を提出する場合は、30,000円とする。」の定めを加える。
  - (3) 第12条第4項末尾に「ただし、博士後期課程を退学した者でも提出することができる。」を加える。

様式

1 第5条第1項の規定による博士の学位記

甲 第 号	割 印	博士学位記 本籍(都道府県名) 氏名 生年月日
右は神戸女学院大学院 研究科博士後期課程にお いて 学を専攻し所定の 課程を終え学位論文の審査および 最終試験に合格したので茲に博士 学位を授与する。	論文題目	年 月 日
神戸女学院院長 氏名 印	神戸女学院大学学長 氏名 印	神戸女学院院長 氏名 印

2 第5条第2項の規定による博士の学位記

乙 第 号	博士学位記	割 印
	本籍(都道府県名)	
	氏名	
	生年月日	
	右は神戸女学院大学院 研究科において博士学位 論文の審査および所定の試験に合 格したので茲に博士( )の 学位を授与する。	
	論文題目	
年 月 日		
神戸女学院大学学長 氏名 印		
神戸女学院院長 氏名 印		

様式